

訴状

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告の精神的な損害に対し、10万円、及び2021年2月24日から支払い済みまで年3%を上乗せした金額を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求めらる。

第2 請求の原因

- 1 2021年2月24日に原告が東大和市立公民館への配置申請した「裁判ごっこ」チラシ1(甲1号証)に対し、被告(受付担当 東大和市立中央公民館長 XXXXXXXXXX)が、口頭により不当なチラシ内容の改変要求を行い、チラシの内容は「裁判ごっこ」チラシ2(甲2号証)のごとく改変させられた。これらの改変要求は、法的根拠に基づかず、館長個人の感覚のみを根拠にした違法な要求であり、権限の行使である。
- 2 原告は本来広報されるべきであった表現内容を被告によって不当に改変され、あわせて個人としての尊厳を侵されることとなった。このことは憲法第21条が保障する表現の自由の侵害にあたると同時に、憲法第13条によって守られるべき個人の尊厳を踏みにじる行為である。

原告は、これら被告の行為により著しい精神的苦痛を受け、重大な精神的損害を被った。被告には、原告が被った損害を賠償する責任がある。被告はその慰謝料として原告に対し10万円を支払うよう求める。

第3 本訴に至る経緯の概要

- 1 2021年2月26日、原告は行政不服審査法第2条に基づき審査請求書を提出した。窓口で申請文書の文言の訂正を求められ、原告は東大和市長尾崎保夫に対する審査請求「東大和市立中央公民館が、2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ(添付資料)設置申請に対する口頭による不許可処分」と変更し、3月10日に審査庁に受理された。
- 2 しかるに審査庁である東大和市は、行政不服審査法の目的、趣旨を歪め、自

らの保身を念頭に、もっぱら審査申立人（原告）の利益の有無のみを判断基準として、同年10月8日に却下の裁定を下した。

本来であれば、処分庁である東大和市立中央公民館長[REDACTED]のなした行為が違法であるか否かを裁定すべきであった。そのことにより、行政不服審査法の目的のひとつである「国民の権利利益の救済を図る」（同法第1条）ことができるばかりでなく、もう一つの目的である「行政の適正な運営を確保すること」（同上）にも寄与することも可能になる。行政はこのような機会をみずから放棄したのである。

3 原告は、行政不服審査請求による国民の権利利益の救済、ならびに行政の適正な運営を確保することはこれ以上困難であると判断し、本訴訟に踏み切ったものである。